

# 指定障害児通所支援事業者 指定申請の手引き

広島県健康福祉局障害者支援課

令和6年4月改訂版

- ・制度改正や運用の変更等により、内容の一部を修正する場合があります。
- ・本手引きは広島県が事務権限を有する事業者の指定に関するもので、事務権限が移譲されている市町においては、運用が異なる場合があります。

## 目 次

第 1	児童福祉法に基づく障害児通所支援の種類と内容	1
第 2	障害児通所支援の利用の仕組み	2
第 3	指定に係る手続の概要	3
1	事業者指定に係る基準について	3
2	指定の要件	3
3	基準条例、関係省令、解釈通知等	4
4	新規指定申請	4
5	事業を追加する場合	4
6	変更の届出等	5
7	指定の更新	5
8	指定の取消し等	5
9	公示	5
第 4	新規申請スケジュール	6
1	新規指定の流れ	6
2	事前協議	7
3	指定申請	7
4	指定	8
5	注意事項	8
6	指定後の手続き	10
7	非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について	11
第 5	指定の変更・廃止・休止・指定更新について	13
1	変更事項と提出時期一覧	13
2	加算に関する変更の注意点	14
3	定員を変更する場合の注意点	14
4	合併・事業譲渡等の場合の注意点	14
5	変更が必要な事項	15
6	指定の廃止・休止等の届出について	15
7	指定の更新について	15
8	指定の取り消しについて	15
第 6	Q & A 及び問い合わせ先	16
別紙 1	指定障害児通所支援事業所の人員配置基準・設備基準	
別紙 2	指定障害児通所支援事業所の職員の資格要件	

## 第1 児童福祉法に基づく障害児通所支援の種類と内容

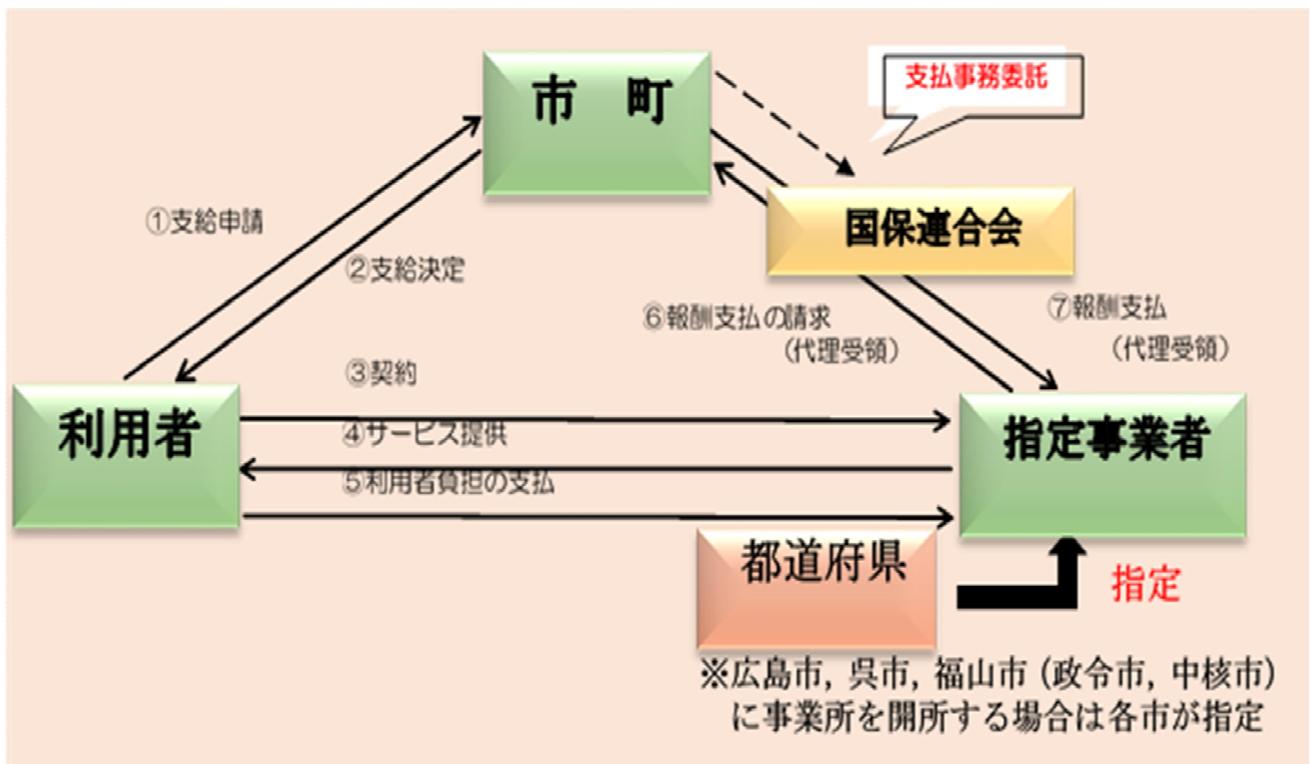
種類	内容	児童福祉法
児童発達支援 ・児童発達支援センター ・児童発達支援センター 以外のもの	対象：未就学の障害児 目的：日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう支援等を行う。又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対し、治療を行う。	・センター 第7条第1項 ・センター以外 第6条の2の2第2項
放課後等デイサービス	対象：学校等に就学中の障害児 目的：授業の終了後又は休業日において生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行う。	第6条の2の2第3項
居宅訪問型児童発達支援	対象：外出することが著しく困難な重度の障害の状態等の障害児 目的：当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行う。	第6条の2の2第4項
保育所等訪問支援	対象：保育所や学校等に通う障害児 目的：保育所や学校等を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。	第6条の2の2第5項

## 第2 障害児通所支援の利用の仕組み

障害児通所支援事業を行う事業者は、児童福祉法第21条の5の3、同法第21条の5の15等の規定に基づき、事業所が所在する事（政令市・中核市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

- 代理受領方式について

障害児通所支援事業を利用する障害児の保護者に対し居住地の市町からサービス利用をするための費用として、障害児通所給付費等が支給されます（児童福祉法第21条の5の3）。ただし、同法第21条の5の7の規定等に基づき、実際の費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市町から事業者に支払われることになります。



### 第3 指定に係る手続の概要

#### 1 事業者指定に係る基準について

指定障害児通所支援事業者は、県条例、規則、その他関係解釈通知等で各サービス種別ごとに定められている人員、設備及び運営に関する基準等を満たす必要があります。

#### 2 指定の要件

次に該当する場合は、指定障害児通所支援事業者の指定を受けられません（県条例第4条、児童福祉法第21条の5の15第3項各号）。

- ① 申請者が、法人でないとき（ただし、児童発達支援は除く。）
- ② 障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、県の条例で定める設備及び運営に関する基準に従って、適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ④ 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑤ 申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑥ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑦ 申請者が、指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ⑧ 申請者と密接な関係を有する者が、指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- ⑨ 申請者が、指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑩ 申請者が、都道府県知事又は市町村長による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑪ ⑨に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、⑧の通知の日前60日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑫ 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ⑬ 申請者が、法人で、その役員等のうちに④から⑦まで又は⑨から⑫までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ⑭ 申請者が、法人でない者で、その管理者が④から⑦まで又は⑨から⑫までのいずれかに該当する者であるとき。

### 3 基準条例、関係省令、解釈通知等

障害児通所支援事業を行うにあたっての基準を定める関係法令等は次のとおりです。

#### 【指定基準】

広島県条例・規則	内閣府令	解釈通知
①児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第61号） ②児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年広島県規則第4号）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）

#### 【報酬算定基準】

報酬告示	留意事項通知
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

### 4 新規指定申請

障害児通所支援を行うには「指定障害児通所支援事業者」の指定を知事から受ける必要があります。指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、第4により指定申請を行ってください。

### 5 既存の事業所に新たなサービスを追加する場合

既に指定を受けている障害児通所支援事業所に、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援、指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の事業のうちいずれかの事業を追加して実施しようとする場合の手続きは、新規指定申請に準じます。

なお、当該事業が追加して指定された場合は、多機能型事業所となります。

例) 指定児童発達支援事業所として指定を受けている事業所において、新たに指定放課後等デイサービスを開始しようとする場合は、放課後等デイサービスの指定申請を新たに行う必要があります。当該事業所が放課後等デイサービスの指定を受けた場合は、指導児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所となります。

## 6 変更の届出等

### (1) 変更

指定障害児通所支援事業者は、障害児通所支援事業所名称及び所在地等の事項に変更があったときは、原則、変更後 10 日以内に知事に届け出なければなりません。また、変更内容によっては、別途事前協議や変更申請が必要な場合もあります。

障害児通所給付費等の請求に関する事項について、新たに加算等を算定する場合には、変更の届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することになるため注意してください。

変更内容ごとの提出期限等の詳細は、13 ページ以降に記載していますので、確認してください。

### (2) 廃止、休止等

指定障害児通所支援事業者は、事業を廃止又は休止しようとする場合は、その廃止又は休止の 1 月前までに知事に届け出なければなりません。また、休止した事業を再開したときは、再開後 10 日以内に知事に届け出なければなりません。詳しくは 15 ページを参考にしてください。

## 7 指定の更新

指定障害児通所支援事業者の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。詳細は 15 ページのとおりです。

## 8 指定の取消し等

指定障害児通所支援事業者が県の条例で定める基準を満たさない場合には、指定又は更新は受けられません。

指定障害児通所支援事業者が基準に違反することが明らかになった場合、勧告、命令等の手続きを経て、指定の取消し又は指定の効力の全部（一部）の停止を行うことがあります。

また、重大な基準違反があった場合は、直ちに指定の取消し又は指定の効力の全部（一部）の停止を行うことがあります。詳細は 15 ページに記載しています。

## 9 公示

次に掲げる場合には、県ホームページに掲載し、公示します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者の指定をしたとき</li><li>② 指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったとき</li><li>③ 事業者に対し勧告に従うよう命令をおこなったとき</li><li>④ 事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき</li></ul> |
|---|

## 第4 新規申請スケジュール

### 1 新規指定の流れ

指定日は、原則として毎月1日です。指定日から事業開始が可能となります。

指定申請書の提出期限は、申請書類の補正に要する期間を除くものです。また、障害児利用計画案の策定等のため、事業の開始予定を周知しておく必要があることなどから、指定申請のスケジュールは次のとおりとなります。

※ 事前協議から指定までに時間を要しますし、申請書類に補正箇所が多い場合には補正にも時間を要しますので、予定している事業開始日から余裕をもってご準備ください。

※ なお、新規申請をご検討されている場合には、事前協議書の提出前に一度、県障害者支援課まで新規申請予定であることを電話でご連絡ください。

### 指定障害児通所支援事業者の指定の流れ

9月開所の場合	時期	指定を受けようとする事業者等	県（障害者支援課）	市町等
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">電話連絡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業開始協議書の提出</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">書類の審査及び修正依頼</div>	
5/31まで	三月前まで (※1)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ADD8E6; text-align: center;">オンライン協議（事前協議）</div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">協議済みの事前協議書類を添付し、 市町意見書の交付依頼</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">意見書の交付</div>
6/30まで	二月前まで (※2)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #00FF00; text-align: center;">指定申請書の提出①</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">指定申請書類の 審査及び修正依頼</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">新規設立予定事業所について、 希望者への情報提供等</div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修正 期間</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">支給申請・受付</div>
7/31まで	一月前まで (※3)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #FFD700; text-align: center;">指定申請書の再提出②</div>		
		<p style="color: red; font-size: small;">※②の時点で書類に不備・不足がある場合は指定が一月ずつ遅くなる。</p>		
8月下旬			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">指定指令書交付</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">支給決定</div>
9/1	指定日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #FFFF00; text-align: center;">利用契約</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">指定の公示 (県HPに掲載)</div>	

※1) 児童発達支援センターにおいては5月前までとする。

※2) 児童発達支援センターにおいては4月前までとする。

※3) 児童発達支援センターにおいては3月前までとする。

## 2 事前協議

### (1) 提出書類

指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、指定を受ける月の3か月前まで(※1)に広島県電子申請システムに、事前協議書類を提出し、県担当者とオンラインで事前協議を終える必要があります。提出が必要な書類は次のとおりですが、様式等は広島県電子申請システム上に保管されておりますので、そちらから確認してください。

- ①事業開始(変更)協議書(様式1)
- ②管理者の経歴書(様式2)、資格があればその写し
- ③児童発達支援管理責任者の経歴書(様式3)、資格の写し及び実務経験証明書
- ④建物の平面図(面積、配置等がわかるもの)  
※協議の結果によっては、建物を変更するよう指導しますので、賃貸借契約は事前協議後に行ってください。
- ⑤事業計画書(様式4、任意様式でも可)
- ⑥収支予算書(様式5、任意様式でも可)

### (2) 様式の保存先及び提出先

広島県電子申請システム

【URL】 [https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=7193](https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7193)

### (3) オンライン協議

ア 事前協議書類を広島県電子申請システムに提出されましたら、県担当者が内容を確認し、不備不足等があれば修正依頼を出します。事前協議書類に不備不足がなければ、ZOOMでのオンライン協議に進みます。事前協議を指定日の3か月前までに終わらせておく必要がありますので、事前協議の日程については早めに担当者に電話で予約をとってください。

イ 協議参加者

- ① 法人役員又は管理者等で、新規事業の全容を把握している者
  - ② 児童発達支援管理責任者(予定者)
- ※ ①②の職員等が不在の場合には事前協議は受け付けません。

## 3 指定申請

### (1) 提出書類

事前協議終了後、事業を開始しようとする日(指定日)の2か月前まで(※2)に指定申請書類一式を提出してください。提出が必要な書類一覧及び様式等は広島県電子申請システム上に保管されておりますので、そちらから確認してください。また、様式の指定がないものについては、任意様式で提出してください。

### (2) 様式の保存先及び提出先

広島県電子申請システム

【URL】 [https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=7193](https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7193)

### (3) 補正作業

多くの場合、申請書類を審査する過程で、書類の修正や追加等の補正が必要になります。申請書類の補正が完了したら受理しますが、指定予定日の1か月前までに補正が間に合わない場合

は、指定日が1か月単位で遅れることとなりますので、注意してください。

#### 4 指定

審査の結果、基準を満たす事業者は、指定障害児通所支援事業者として指定します。指定に当たっては、指定日や事業者番号が記載された指定通知書を交付しますので、大切に保管してください。

また、指定された事業者の情報については、県ホームページ等に掲載します。

#### 5 注意事項

##### (1) 事業所・施設の名称について

事業所・施設の名称については、次に該当する場合は、原則、認められません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 個人名又は特定の団体名や商品名等から引用したもの</li><li>② 申請者（法人）名と同一のもの</li><li>③ 県内に既に同一の名称の事業所・施設があるもの（類似の名称についても、事業所・施設の設置者が同一法人であるものを除き、原則、認められません。）</li><li>④ 事業内容と乖離した誇大な表現のもの<br/>例) 放課後等デイサービスだけを行う事業所の名称を「総合療育支援センター……」とする場合等</li><li>⑤ 指定を受ける事業と異なる事業内容を表すなど、紛らわしいもの<br/>例1) 放課後等デイサービスだけを行う事業所の名称を「……児童発達支援事業所」とする場合<br/>例2) 児童発達支援センターではない事業所の名称を「……児童発達支援センター」とする場合<br/>例3) 「……大学」、「……学校」、「……保育園」、「……学習塾」等</li><li>⑥ 社会福祉事業を行う事業所・施設として不適切なものと認められるもの</li><li>⑦ この他、法令等により使用が制限されている名称</li></ul> |
|---|

##### (2) 法人の定款の変更等について

指定を受ける際には、法人の事業として障害児通所支援事業を行うことが定款に明記されている必要がありますので、定款に「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」等の文言を入れたうえ、法人登記をしてください。

特に社会福祉法人やNPO法人は定款の変更にかかる時間がかかりますので、早目に手続きを行ってください。

※ 「障害児通所支援事業」には、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」が含まれますので、定款に「障害児通所支援事業」と記載すれば、これらの事業が全て含まれることになります。

なお、例えば放課後等デイサービスしか実施しない場合は、「児童福祉法に基づく放課後等デイサービス」といった記載でも差し支えありません。

法人の他の事業の定款への記載方法との整合性に配慮して記載してください。

##### (3) 市町意見書について

児童福祉法第21条の5の15第5項により、各市町及び広島県の障害児福祉計画に定める必要量を勘案して指定することとしています。（総量規制）

広島県においては、指定申請の際に事業所の新規開所の必要性について設置市町からの意見書の写しの提出を求めていますので、必ず市町の支給決定を担当する部署に障害児通所支援事業所の設置を計画している旨を連絡し、障害児通所支援の供給状況を確認してください。

#### (4) 他法令上の手続きについて

障害児通所支援を開始する場合、事業者の指定を受けること以外にも事業開始の前に所管する行政機関に対し、その他の法令上の手続きを必要とするものがあります（事業者の指定を受けたことにより、これらのその他の法令上の手続きが終わったことにはなりません）。必要な手続きについては、事業所により異なるため、詳細については、それぞれ所管する行政機関に確認してください。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所・施設には、壁、天井等の内装やカーテン、じゅうたん等について、消防法令（消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3）で一定の防火化、難燃化が義務付けられていますので、事業開始の前に管轄の消防署に相談、確認をしてください。

#### 【確認が必要な他法令の一例】

建築基準法に適合していることの確認	事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。また、事業所が一定の面積を超える場合には用途変更が必要な場合がありますので、建築基準法の管轄の部署に事前にご確認ください。
都市計画法に適合していることの確認	都市計画法上障害児支援事業を運営することが認められている地域かどうか（市街地調整区域の場合は特に注意が必要）都市計画法の担当部署に事前にご確認ください。
消防法に適合していることの確認	事業所として使用する物件が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。一定の防火化、難燃化を行っているか、消防計画の作成・届出（一定の規模以上の事業所の場合）が必要かどうか等、事前に管轄の消防署にご確認ください。

#### (5) 障害児通所支援事業の開始届出について

障害児通所支援事業を開始する場合は、指定申請以外に、あらかじめ知事に事業の開始について届け出る必要がありますので、「障害児通所支援事業開始届出書」（細則様式第9号の4）を本申請書類と一緒に広島県電子申請システムに提出してください。（事業の開始届出が受理されていない場合、事業者の指定はできませんので、指定申請に合わせて、事業の開始届出を行ってください。）。

#### (6) 業務管理体制の整備について

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と指定通所支援等の事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられています。法人内で法令順守を徹底する法令順守責任者を決定し、届け出てください。

業務管理体制の整備に係る届出は、指定申請に合わせて、「業務管理体制に関する届出書（細則様式第6号の5）」により行ってください。

なお、業務管理体制の整備については、次の県ホームページを参照してください。

トップページ > 組織でさがす > 障害者支援課 > 事業者の方へまとめサイト（指導検査グループ） > 業務管理体制

⇒ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/gyoumukannritaiseiseibi.html>

## (7) 福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

福祉・介護職員処遇改善加算等を算定する場合は、別に届出が必要になります。すでに処遇改善加算等を算定している法人において、事業所の追加指定を受ける場合も、「福祉・介護職員処遇改善計画書」の変更が必要になります。算定する月の前々月の末日までに「福祉・介護職員処遇改善計画書」を広島県電子申請システムに提出してください。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算等については、次の県のホームページを参照してください。

トップページ > 組織でさがす > 障害者支援課 > 事業者の方へまとめサイト（指導検査グループ） > 処遇改善（計画書・実績報告書）

⇒<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/r02-syogukaizen-todoke.html>

## 6 指定後の手続き

### (1) 障害児通所給付費等の請求

障害児通所給付費等の報酬の請求は、国民健康保険中央会が提供する、障害者総合支援電子請求受付システムを用いた電子請求になります。

パソコンの設置やインターネット接続等の準備とともに、請求方法や受領する振込先口座等をあらかじめ広島県国民健康保険団体連合会に届け出ることとなっています。

問合せ先	
請求方法に関すること	広島県国民健康保険団体連合会介護保険課 〒730-8503広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話082-554-0782 F A X 082-511-9126 <a href="http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp/business/welfare.html">http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp/business/welfare.html</a>
障害者総合支援電子請求受付システムの入力方法等に関すること	国保中央会障害者総合支援電子請求ヘルプデスク 電話：03-5911-1559 F A X：03-5911-1599 E-mail：mail@e-seikyuu-help.jp (受付時間) ・毎月1日～10日 平日10:00～19:00 土曜日10:00～17:00 ・毎月11日～月末 平日10:00～17:00 <a href="https://www.jshien.e-seikyuu.jp/jiritsu/faq.html">https://www.jshien.e-seikyuu.jp/jiritsu/faq.html</a>

### (2) 障害福祉サービス等情報公表制度への登録

障害福祉サービス等事業を実施する事業所（法人）は、運営する事業所の情報を独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて県に報告することが義務付けられています。

指定後、「WAM NET」に登録し、速やかに情報公表システムへ入力してください。

なお、障害福祉サービス等情報公表制度への登録については、次の県のホームページを参照してください。

トップページ > 組織でさがす > 障害者支援課 > 事業者の方へまとめサイト（指導検査グループ） > 質の向上・情報公表制度

⇒<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/jouhoukyouhyou.html>

### (3) 自己評価結果等の公表及び広島県への届出

指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者及び指定保育所等訪問支援事業者は、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例により、サービスの質の向上を図るために、厚生労働省の「ガイドライン」に沿った評価項目について、事業所の従業員による評価を受けた上で、自己評価を行い、利用者の保護者からの評価を受けて、おおむね1年に1回以上、当該評価及び改善内容について保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表することが義務付けられています。

一年に一度、県から事業所に対し自己評価結果等の公表状況の確認を行いますので、適切に自己評価等の実施及び自己評価等の公表等を行ってください。

なお、自己評価結果等の公表及び広島県への届出については、次の県のホームページを参照してください。

トップページ > 組織でさがす > 障害者支援課 > 事業者の方へまとめサイト（指導検査グループ） > 質の向上・情報公表制度  
⇒<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/houkagogaido.html>

## 7 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について

指定障害児通所支援事業者は、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、次のとおり基準条例により、義務付けられています。

- ① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- ② 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

また、水防法・土砂災害防止法の改正により、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

### (1) 土砂災害警戒区域等について

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域については、「土砂災害ポータルひろしま」で、確認できます。

**【土砂災害ポータルひろしま】**

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

### (2) 洪水時の浸水想定区域について

降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域については、「洪水ポータルひろしま」で、確認できます。

**【洪水ポータルひろしま】**

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

### (3) 南海トラフ地震防災対策計画について

「南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法」により、津波による浸水が30cm以上と想定される区域において、不特定多数の者が出入りする施設又は事業者は、あらかじめ、当該施設又は事業毎に、津波からの円滑な避難の確保に関する事項などを定めた「南海

トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）」を作成し、県知事又は市町消防に届出ることが義務付けられています。（対策計画の様式、作成例は、広島県のホームページに掲載しています。）

津波浸水想定図は、「高潮津波災害ポータルひろしま」の「津波浸水想定図」で確認できます。

**【高潮・津波災害ポータルひろしま】**

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

**【対策計画の様式、作成例のホームページの掲載場所】**

「広島県のトップページ」⇒「防災・安全」⇒「防災・安全」

⇒「防災」⇒「南海トラフ地震防災対策計画を提出してください」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/taisakukeikaku.html>

## 第5 指定の変更・廃止・休止、指定更新について

### 1 変更事項と提出時期一覧

変更事項		事前協議	提出期限	届出種別
事業所の所在地を変更（移転）	広島県所管市町内の移転（同一市町内での移転）	必要	2か月前までに事前協議を経たうえで、 <b>前月15日まで</b> に届出	変更届
	広島県所管市町内の移転（市町をまたぐ移転）	必要	3か月前までに事前協議を得たうえで、 <b>2か月前まで</b> に届出（移転先の市町から意見書を取得する必要あり）	変更届
	広島県所管外の市町村への移転	不要	<b>1か月前まで</b> に廃止の届出（別途移転先所管庁へ新規申請手続が必要）	廃止届
設備概要・建物の構造の変更		必要	1か月前までに事前協議を経たうえで、 <b>前月15日まで</b> に届出	変更届
利用定員の変更 ※1	増加	必要	2か月前までに事前協議を経たうえで、 <b>1か月前まで</b> に変更申請書を提出	変更申請書
	減少	事前連絡	変更予定日の <b>前月15日まで</b> に届出	変更届
加算に関する変更 ※2	追加	不要	算定しようとする月の <b>前月15日まで</b> に届出 ⇒ 翌月1日から算定	体制届
	削除	不要	<b>減額が明らかになったときに速やかに届出</b>	体制届
事業所の休止		事前電話	休止する日の <b>1か月前まで</b> に届出	休止届
事業所の再開		事前電話	事業を再開した時から <b>10日以内</b> に届出	再開届
事業所の廃止		事前電話	廃止する日の <b>1か月前まで</b> に届出	廃止届
上記以外の変更事項		不要	変更日から <b>10日以内</b>	変更届
職員の交代・増減のみ （児童指導員や保育士の交代など）		—	加算に変更のない従業者の交代や増減の場合はその都度の届出をしていただく必要はありません。（上記の「届出が必要な変更事項」がある場合に一括で提出可能）	

※処遇改善加算等の手続きについては10ページを参照してください。

#### ★ 書類の提出先

書類の提出先	広島県電子申請システム	
提出書類	広島県電子申請システムに掲載されている提出書類一式	
提出先	加算関係	<a href="https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7192">https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7192</a>
	それ以外	<a href="https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7193">https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7193</a>

なお、届出については、届出書類を基に要件審査を行い、要件を満たしている場合に初めて受理されたことになるので注意してください（届出書類が提出されていても誤りや不備があり補正が必要な場合は、届出がされたものとは認められません。）。

## 2 加算に関する変更の注意点

新たに加算を算定しようとする月の前月 15 日までに届出を提出した場合には、翌月 1 日から算定可能です。16 日以降に届出が提出された場合は翌々月からの算定となります。

また、届け出ている障害児通所給付費等の算定内容とは異なる、又は算定要件を満たさない誤った算定内容で請求し、支払を受けた場合は、過剰額の返還を求めます。このため、請求内容及び算定要件は十分に確認してください。

事 由	算定開始時期
新規に指定を受ける事業所が各種加算等を算定する場合	指定申請書と同時に届出があった場合には、指定を受ける月から
新たに各種加算等を算定する場合及び加算等（算定される単位数が増える場合に限る。）の届出内容が変更となる場合	届出が毎月 15 日以前にあった場合には翌月 1 日から、16 日以降にあった場合には翌々月から
加算等が算定されなくなる状況が生じた場合、又は人員欠如等による減算の算定が明らかな場合等 ※速やかにその旨を届出する必要があります。	加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行えません。

## 3 定員を変更する場合の注意点

定員を増加する場合は変更予定日の 2 か月前までに事前協議を行ったうえで、1 か月前までに変更申請（細則様式第 6 号の 2 の 2）が必要です。また、設置市町からの意見書の写しの提出を求めていますので、事前に市町にニーズの確認を行ってください。

定員が減少する場合は、変更予定日の前月 15 日までに変更届を提出してください。

## 4 合併・事業譲渡等の場合の注意点

事業者の指定は、申請した事業者（法人）に対して事業所ごとに行うものであり、当該法人が消滅する場合（吸収合併を含む）には、廃止届の提出が必要になります。合併先の法人等が当該事業を引き続き行う場合には改めて新規指定の手続きが必要です。事業譲渡を行う場合にも、譲渡会社が事業の廃止手続きを行い、譲受会社が新規指定の手続きを行う必要があります。新規指定手続きにおいては、事前協議を開所予定日の 3 か月前までに行う必要がありますので、計画的に準備を進めてください。

## 5 変更が必要な事項

指定後、次の事項を変更した場合は、電子申請システムに変更届を提出してください。

- ① 事業所・施設の名称
- ② 事業所・施設の所在地（設置の場所）
- ③ 申請者の名称
- ④ 申請者の主たる事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑥ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- ⑦ 医療法第 7 条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>⑧ 事業所の平面図及び設備の概要</li><li>⑨ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</li><li>⑩ 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li><li>⑪ 事業所・施設の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li><li>⑫ 運営規程</li><li>⑬ 障害児通所給付費等の請求に関する事項</li></ul> |
|---|

## 6 指定の廃止・休止等の届出について

指定障害児通所支援事業の廃止又は休止をする場合は、事前に県障害者支援課に電話相談の上、「指定障害児通所支援事業廃止・休止・再開届出書」（細則様式第6号の4）により、廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。また廃止又は休止する際には、現在利用中の児童の移行先を調整し、その結果も添付してください。（任意様式）

休止した事業を再開するときも、事前に県担当者に電話連絡したうえで、同様式により、再開した日から10日以内に届出を行ってください。

## 7 指定の更新について

指定更新に係る申請は、「指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定（更新）申請書（細則様式第6号の2）」により行います。

指定の有効期間の満了日の翌日の2月前までに、指定の更新に係る申請書類一式を広島県電子申請システムに提出してください。

指定の有効期間の満了日の翌日の1月前までに、指定の更新に係る申請書類の補正が完了しておく必要があります。

指定更新に係る提出書類は、新規指定申請に準じます。新規指定申請時から内容に変更がない書類についてもすべて再度提出してください。

指定の有効期間満了日は、指定時の指令書に記載されています。指定更新に係る申請がされない場合、有効期間満了日を持って指定の効力がなくなりますので、指令書の有効期間満了日をよく確認し、指定更新に係る申請もれがないよう注意してください。

## 8 指定の取消しについて

事業者が基準に違反することが明らかになった場合には、相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名又は施設の設置者名、勧告に到った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することがあります。

命令に従わない場合には、指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正な指定通所支援が行われていることが判明した場合、当該指定通所支援に関する障害児通所給付費等の請求を停止させること）があります。

また、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の効力を停止することがあります。（解釈基準第1の2）

- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
- ・ 指定通所支援等の提供に際して、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者が負担すべき額の支払を適正にうけなかったとき。
  - ・ 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者又はその従業者に対し、障害児またはその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
  - ・ 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者又はその従業者に対し、障害児またはその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
- ② 障害児の生命又は安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

## 第6 Q & A 及び問い合わせ先

### 1 障害児通所支援事業に係る Q & A

過去に障害児通所支援事業所から広島県に質問のあった事項について、広島県ホームページに Q&A 集として掲載していますので、問い合わせ前に一度確認してください。

トップページ > 組織でさがす > 健康福祉局 > 障害者支援課 > 事業者の方へまとめサイト（指導検査グループ） > Q & A ・ 質問票 > 障害福祉サービス等に係る県 Q & A 及び県への照会方法について  
⇒ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/sisetu-shoukaihouhou-1-2.html>

### 2 問い合わせ先

新設の相談 (電話照会)	広島県障害者支援課指導検査グループ 電話 082-513-3158
既存の事業所 に関する相談 (メール照会)	広島県障害者支援課指導検査グループ 質問用紙： <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/969187_8780208_misc.xlsx">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/969187_8780208_misc.xlsx</a> メール宛先：fusyoushitsumon@pref.hiroshima.jp (障害福祉サービス質問受付窓口)

※問い合わせに対する回答の正確性及び、Q&A 集作成のため、既存の事業所の変更や人員配置及び加算等に関する質問はメールで照会してください。